船員法等関係法令違反船舶所有者（令和８年度第２／四半期（令和８年７月～９月分））

公表年月日	船　名	船　種 又は 業　種	船舶所有者名 （法人にあっては 代表者名） 法人番号	所在地	行政処分等を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分等を行った 主な理由	行政処分内容等 （条項等）	備 考
令和8年11月13日	－	一般不定期航路事業	内海交通株式会社 （法人番号：2140001009743）	兵庫県 神戸市	令和8年7月17日	雇入契約の成立の届出及び必要な員数の海員の乗組み等に関する違反事実を確認したため。	戒告 （船員法第37条、第70条等）	
令和8年11月13日	第六拾八宝来丸	貨物船	宝来建設工業株式会社 （法人番号：2140001062544）	兵庫県 姫路市	令和8年8月19日	発航前検査の未実施及び航海の安全の確保等に関する違反事実を確認したため。	戒告 （船員法第8条、第14条の4等）	

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが１２０ポイント以上となったため。
※公表内容に関する問い合わせ先（神戸運輸監理部　運航労務監理官　０７８－３２１－７０５８）